

第4次亀岡市元気農業プラン (素案)

～人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡の実現～

令和4年4月（予定）

目 次

第4次亀岡市元気農業プランとは

1	プラン策定の目的	2
2	5つの基本理念	2
3	プランの位置付け	2
4	プランの実施期間	2

農業・農村を取り巻く情勢

1	情勢	3
2	国の動き	3
3	課題	3

亀岡市の特性

1	位置	4
2	農家・農地・組織	4
3	農業振興	4
4	食農交流	4

第4次亀岡市元気農業プランの具体的施策

1	営農組織と人材の育成	5
2	農業基盤の強化	7
3	多様な農業・特産品の振興	9
4	持続可能な農業の推進	11
5	有害鳥獣対策の推進	13

用語解説	15
------	----

振興策の文中にある「➡」は、具体的な取り組み事項を記載しています。

第4次亀岡市元気農業プランとは

1 プラン策定の目的

本市では、平成18年に農業施策の指針となる「亀岡市元気農業プラン」を策定し、各分野の『担い手』（人・組織）づくりに取り組んできました。平成23年度には内容を見直し、「第2次亀岡市元気農業プラン」を策定し、総合的かつ計画的に農業施策を進めてきました。平成28年度には内容を再度見直し、「第3次亀岡市元気農業プラン」を策定し、「選ばれるまち」・「住み続けたいまち」・新たな亀岡市の実現に向けた農業施策を実施してきました。

「第3次亀岡市元気農業プラン」策定から5年が経過し、少子化・高齢化の確実な進行と人口減少、人やモノ、情報のグローバル化の進展、情報通信技術の急速な進化と普及、常態化する自然災害、新型コロナウイルスを始めとする感染症リスクの顕在化、地球温暖化の深刻化や産業をめぐる環境の大きな変化など、本市を取り巻く状況も大きく変化をしています。

こうした中で府内有数の農地を誇り、大都市近郊に位置する恵まれた優位性を最大限に活かし、本市農業の更なる発展・継続を目指してチャレンジしていかなければなりません。

このような状況から、「第5次亀岡市総合計画」を上位計画とし、今後の亀岡農業の目指すべき姿を掲げた「第4次亀岡市元気農業プラン」を策定しました。

2 5つの基本理念

- 1 宮農組織と人材の育成
- 2 農業基盤の強化
- 3 多様な農業・特產品の振興
- 4 持続可能な農業の推進
- 5 有害鳥獣対策の推進

3 プランの位置付け

「第4次亀岡市元気農業プラン」は、「第5次亀岡市総合計画」の第6章「活力あるにぎわいのまちづくり」の第4節「農業」の具体的計画として位置付けられるものです。

農業の分野から、担い手育成や優良農地の保全、有機農業の推進等の各種施策を実施し、環境先進都市を目指すまちとして、また、SDGs未来都市として、将来にわたり持続可能な農業を構築します。

4 プランの実施期間

本プランに基づく施策の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間の中長期的な計画です。計画の最終年度には、施策の進捗状況や効果を検証します。

農業・農村を取り巻く情勢

1 情 勢

現在の農業・農村は、農業就業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、極めて厳しい状況にありますが、海外への輸出拡大や6次産業化の進展、大規模経営の出現、若者を始めとする田園回帰の動きなどを受けての新規就農者やUIJターンの増加、SDGsなどといった新たな動きも広がっています。

今後、こうした「芽」を大きく育て、農業・農村の展望を切り拓くとともに、農地・農業用水などの地域資源を確実に次の世代へと継承していく必要があります。

2 国の動き

令和2年3月に閣議決定された、農政の中長期的ビジョンとなる「食料・農業・農村基本計画」においては、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することとしています。

そのための具体的な目標として、食料自給率をカロリーベースで平成30年の37%から令和12年には45%に、生産額ベースで66%から75%へ引き上げるという目標を掲げています。

この目標を達成するために講すべき施策として、食品の輸出額を令和12年に5兆円とするなどのグローバルマーケットの戦略的な開拓、食料の安定供給の確保、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保等による農村の振興、担い手の育成と確保などによる農業の持続的な発展を上げています。

また、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」では、令和32(2050)年を目標とする中長期的な観点から、持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組と環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしており、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、耕地面積に占める有機農業取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大、化学農薬の使用量(リスク換算)を50%、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減させるなど、持続可能な農業に向けての方向性が示されています。

3 課 題

これまでの農政が生産者の減少・高齢化や地域コミュニティの衰退などで、従来の農業振興施策だけでは立ち行かなくなる中で、農業経営の安定と生産力の向上を図るとともに、農業の多面的機能の維持と地域農業の振興を図るため、各地域の実情や特性を踏まえた対策を講じていく必要があります。

また、地球温暖化の進行や大規模自然災害の頻発などSDGsや環境への対応強化もこれまで以上にスピード感を持って実施することが求められています。

亀岡市の特性

1 位置

本市は、京阪神大都市近郊の利便性に優れた場所に位置し、府内有数の広大な農地を有することから、京都をはじめ近隣都市の穀倉地として高い農業生産力を誇っています。

2 農家・農地・組織

農家は、水稻栽培を中心とした兼業農家が大半を占め、農地は、川東地域の平坦部にまとまって存在するほか、中山間部から山間部までの各所に存在しています。

各集落には営農組織が組織され、地域の特性を活かした産地づくり対策が進められています。

3 農業振興

こうした状況を踏まえ、都市と農村の両面を有する本市においては、今後も地域の活性化に農業振興が大きな役割を果たすものと考えています。

最近では、京都縦貫自動車道の全線開通により、消費地である大都市との距離が一層近くなり、亀岡産野菜等を活用する企業や和菓子などの食品企業の工場立地が進んでいます。

行政、農業者、農業関係機関、消費者等が、それぞれの役割分担のもとに取り組みを進めていく必要があります。

4 食農交流

農業・農村は、食料生産のみならず、ゆとりや癒し、自然環境の保全、都市農村交流の促進など幅広い機能を有しています。本市では、こうした地域の多様な資源を活用し、地産地消とにぎわい創出を推進するため、「食」と「農」の総合的な施策を展開しています。

第4次亀岡市元気農業プランの具体的施策

① 営農組織と人材の育成

… 扱い手の確保

■背景・課題

農業の経営安定化と基盤強化に向けて様々な取り組みを進めてきましたが、市全体としても高齢化が進行するなかで農業従事者の高齢化に歯止めがかからず、また、集落を構成する人口自体の減少も著しくなっており、耕作放棄地の増加や後継者不足等による生産基盤の脆弱化が着実に進行しています。このままでは農業経営が次世代に継承されず、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがあります。

農地を守り、引き継いでいくためにも、若者や定年等をきっかけとした新規就農者が意欲的に農業経営に取り組むことができる環境づくりや女性農業者が活躍できる取り組みを推進します。

また、力強く持続可能な生産体制の確立に向けて、集落内での営農組織や農作業受託組織の経営強化への取り組みへの支援を引き続き行うとともに、組織の法人化や経営の多角化に向けた取り組みへの支援を積極的に進めます。

■振興目標

●地域の実情に合わせた扱い手や営農組織を育成するとともに、農業後継者となる新規就農者への支援を強化します。

- 認定農業者と営農組織の育成を図ります。
- 新規就農者への支援を強化します。
- 農福連携の推進を図ります。

■振興策

①認定農業者と営農組織の育成、支援

○地域の中核的な担い手となる認定農業者の育成

- ➡
 - ・認定農業者制度の周知及び取得支援
 - ・経営改善に向けた個別相談の充実、研修会等の実施

○集落営農の組織化の強化

- ➡
 - ・集落営農組織の育成、法人化による生産性の高い地域営農体制の確立
 - ・女性や高齢者等の多様な担い手による能力発揮の機会づくり
 - ・京力農場プランの実質化支援
 - ・農作業安全講習会の開催
 - ・水田経営所得安定対策への加入支援
 - ・集落営農の組織化に向けた個別相談会の実施
 - ・省力化、低コスト化に向けたスマート農業への支援

②新規就農者への支援強化

○新規就農者の確保・育成

- ➡
 - ・新規就農者支援事業の実施
 - ・新規就農者交流会の開催
 - ・新規就農者受入体制の強化
 - ・新規就農希望者に対する伴走支援の充実
 - ・農地・住宅確保への支援・調整機能の充実
 - ・経営改善に向けた個別指導、研修会の実施
 - ・農機シェア等の新規就農を後押しする施策の積極的展開

③農福連携の推進

○農福連携の取組拡大への支援

- ➡
 - ・農福連携に関する情報収集と事業者への情報提供
 - ・農福連携実践への支援

■背景・課題

国では、「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率を令和12年度の目標としてカロリーベースで現状の37%から45%へ、生産額ベースで66%から75%へ引き上げることとしています。

食料自給率の向上に向けては、国産農産物の消費拡大と生産拡大の双方への対応が重要です。本市は川東地域などの平坦部から山間部まで幅広い特性の地域が存在することから、各地域の特性に応じた農地の活用や担い手農家への農地集積・集約を進めるため、農地中間管理機構との連携を図り、農業経営の効率化を目指します。

また、大型機械の導入や水利条件の改良など効率的な農業を実施するため、ほ場整備事業による農地基盤の整備を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消を目指します。

合わせて、耕作放棄地の発生防止や農地の集積・集約化に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して取り組みを実施します。

■振興目標

●地域組織による農業施設・環境の維持管理への支援、長寿命化及び防災・減災対策の推進、ため池改修などにより災害リスクの低減を図るとともに、関係機関と連携を強化し家畜伝染病への対応を行います。

- 農地集約化の推進を行います。
- ほ場整備の推進を図ります。
- 耕作放棄地の利用促進を進めます。
- 農業用施設の維持管理を促進します。
- 防災減災対策を推進し、災害リスクを軽減します。
- 自然災害などに対する意識の啓発を行います。
- 家畜伝染病への対応体制を強化します。

■振興策

①農地利用の促進

○担い手農家への農地利用集積の拡大

- ➡ • 農地中間管理事業の活用による担い手への面的な農地利用集積の推進
• 農機具等購入に係る支援

○ほ場整備事業の推進

- ➡ • ほ場整備事業による農業基盤の整備
• 集落営農の組織化の推進
• 国営緊急農地再編整備事業の促進

○耕作放棄地の利用促進

- ➡ • 市内の全農地を対象とした調査による遊休・荒廃農地の利用意向の把握
• 農地中間管理事業の活用による担い手への面的な農地利用集積の推進
• 農業振興地域整備計画の適正な管理と見直しの実施
• 認定農業者や集落営農組織への農地利用集積の促進
• 遊休農地の活用につながる作物、活用方法の検討
• 耕作放棄地発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の円滑な実施
• 関係機関等の緊密な連携による効果的な有害鳥獣対策の実施
• 農業委員会等の関係機関との連携による農地の適正利用
• 市民農園等の開設支援
• 半農半Xへの支援等を通じた多様な農地利用の促進

②災害リスクの低減

○農業用施設の維持管理の促進

- ➡ • 地域ぐるみの共同活動を通じた農地や水利施設の維持管理への支援
• 土地改良区など施設管理者による農業用施設の維持管理を支援

○農業用ため池の適正な管理保全と防災工事による安全性の向上及び防災減災対策の推進

- ➡ • 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」による防災重点農業用ため池の集中的かつ計画的な防災工事の実施を検討
• 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施による安全性の評価
• ため池安心安全マップ（ハザードマップ）による緊急時の避難体制及び施設の適正な管理体制の強化と自然災害などに対する意識の啓発
• 受益地の減少や集約化などによる老朽化した農業用ため池の廃止の検討
• 農業用ため池の定期的な点検による適正管理や安全性の確認の徹底

○家畜伝染病への対応

- ➡ • 京都府との連携による対応体制構築の強化

■背景・課題

耕地面積の減少及び農産物価格の低迷等が課題となる中で、多様な品種の栽培や特産品の振興などにより、生産振興を図る必要があります。

また、農産物の高付加価値化を図るため、6次産業化の推進を行うほか、農村環境自体を地域資源ととらえ、農業・農村体験などの観光コンテンツ開発や活性化に取り組みます。農家と消費者との接点である農産物直売所を活用し、亀岡農業の魅力を発信するとともに、地産地消による地域循環型経済の構築を進めます。

また、亀岡牛については、需要に見合う供給体制の強化や流通・ブランド化をより一層進め、認知度を高める必要があります。

■振興目標

●国土保全の観点による農地の保全や環境への負荷を軽減した循環型農業の推進とともに、農業・農村や食への理解を深める多様な取り組みを進めます

- 水田を有効に活用した、農業の多様化を進めます。
- 亀岡産農産物の高付加価値化を図ります。
- 特産品の生産振興を図ります。
- 亀岡牛の安定供給体制を強化します。
- 農産物直売所を支援します。

■振興策

① 多様な農業の振興

○水田を有効に活用した農業の多様化

- ➡ • 需要、販売に関する情報提供
• よりきめ細かい米の需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等、需要に見合った米生産の実現を図るために環境整備
• 生産者が自らの経営判断や販売戦略に基づく需要に応じた生産の推進
• 米価の低迷により営農が困難となる農業者への支援検討

○亀岡産農産物の高付加価値化

- ➡ • 耕種農家と畜産農家との連携による畜産堆肥の生産、利用体制の拡大
• 地元産食材のPRと6次産業化による加工品開発、販売に係る支援
• 新たな商品、サービスの開発
• 観光客への体験型ツーリズムや修学旅行生などの教育体験の推進及びウィズ・コロナに対応したマイクロツーリズムのコンテンツ開発
• 霧の芸術祭や脱プラなどの分野との連携による亀岡産農産物のブランド化
• ふるさと納税やECサイトの活用による亀岡産農産物のPR、ブランド化の強化

② 特產品の振興

○特產品の生産振興

- ➡ • ビール麦、小豆などの地域特產品の生産振興
• おいしいお米づくりに関する普及・啓発
• 京のブランド產品を始めとするブランド野菜の生産拡大
• 京野菜生産者の後継者育成体制の整備
• 景観形成作物の作付けによる観光部門と連携した水田利用の拡大

○亀岡牛の安定供給体制の強化

- ➡ • 畜頭数の増加による安定供給体制の強化
• 土づくりセンターの施設・機械の整備による、畜産経営での環境対策を支援
• HACCP（ハサップ）への取り組みの着実な実施
• 首都圏も含めた多くの地域へのプロモーション実施
• 亀岡牛取扱店の増加やご当地グルメ食材としての消費拡大を推進

○農産物直売所の支援

- ➡ • 直売所や朝市を通じた地産地消の推進と農産物の販売促進
• SNS等での情報発信に関する支援
• 亀岡市直売連絡協議会への支援を通じた直売所間のネットワーク化
• 直売所マップの作成等による販売拡大や情報発信
• 各直売所のイベント出店等への支援

■背景・課題

記録的な豪雨や台風等の頻発や巨大化、地球温暖化に起因する気温の上昇など、農林水産業へのリスクが確実に高まっており、作物の収量減少や品質の低下などが懸念される状況となっています。

また、世界的に人口増大が継続する中で、食料及び食料生産を支える肥料等の確保が重要性を増す中で、肥料等の自給率の低い我が国においては、その対策の重要性も増しています。

本市においては、大きな問題となっている海洋プラスチックごみに対して、全国に先駆けて脱プラスチックに舵を切る先進的な取り組みを進めており、環境先進都市としての認知度も高まっており、この動きを加速化させるためにも農業分野において取り組みを前進させる必要があります。

■振興目標

○調達・生産・加工・流通・消費の幅広い観点から持続可能な農業の推進を図ります

■振興策

① 持続可能な農業の推進を図ります

○資材やエネルギー調達における環境負荷軽減

- ➡・土づくりセンターにおいて、落ち葉や剪定枝を活用したい肥や有機農業で使用できるたい肥の研究、生産
- ・農業用資材の脱プラスチック化の推進

○持続可能な生産体制の構築

- ➡・有機農業等の環境負荷軽減を実践する農業者の育成、サポート
- ・慣行農業から有機農業等への転換支援
- ・環境負荷軽減農業に関する研修会等の実施
- ・土壤分析等の適切な施肥管理への支援
- ・畜産たい肥等の市内循環の推進

○加工・流通システムの強化

- ➡・有機農産物等の加工、商品開発への支援
- ・市内飲食店等での有機食材利用メニューの開発支援、PR

○消費の拡大、食育の推進

- ➡・学校や保育所での給食への有機食材等の導入等の公共調達の促進
- ・市民農園や農業体験農園での有機農業実践への支援
- ・直売所等での有機食材コーナー等の開設
- ・有機農業啓発イベントの実施

■背景・課題

野生鳥獣による農作物への被害は増加傾向にあり、その背景には、農山村の過疎化や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等が要因として考えられます。

鳥獣による農産物への被害は、単に収穫量が減るということだけでなく、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加をもたらし、これが更なる鳥獣被害増加の原因となる悪循環となることで、深刻な影響を及ぼします。そのため、総合的な観点で鳥獣被害対策を進め必要があります。

また、狩猟者の高齢化が確実に進行しており、今後の有害鳥獣捕獲への影響が懸念されています。捕獲だけでなく捕獲後の処分も狩猟者の負担となっており、処分以外の有効活用の検討も含めた対策が求められています。

■振興目標

●有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害が増加傾向にあるため、被害防止対策の充実・強化を図ります

○有害鳥獣捕獲を推進します。

■振興策

①有害鳥獣捕獲の推進

○有害鳥獣の捕獲体制の強化

- ➡・亀岡猟友会や有害鳥獣対策組織との広域的で横断的な連携の強化
- ・捕獲期間の設定による、計画的な有害鳥獣駆除の実施
- ・地元農家や亀岡猟友会との連携による有害鳥獣駆除の実施
- ・捕獲檻の貸し出しによる特定外来生物（アライグマ、ヌートリア）の捕獲推進
- ・狩猟免許資格試験費用の補助等による新規狩猟者の支援
- ・鳥獣被害対策実施隊員への猟銃所持許可更新時の技能講習会及び講習手数料の免除による狩猟者の負担軽減

○捕獲した有害鳥獣の活用用途の拡大

- ➡・捕獲した有害鳥獣についての活用方法（ジビエとしての販売・PR 等）の研究、検討

②防除施設の整備

○農家組合等関連団体が設置する防除施設等の整備の支援

- ➡・農家組合等関連団体が設置する防除施設等の整備への補助による、農地等への侵入防除

用語解説

か	
亀岡牛	恵まれた自然環境に育まれた亀岡和牛。やわらかい肉質は品評会で優秀な成績を収めるなど、府外でも高く評価されている。府内肉用牛飼養頭数の約2割。 近畿東海北陸連合肉牛共進会（H28）で最優秀賞（農林水産大臣賞）、優秀賞を受賞。
京力農場プラン	国の「人・農地プラン」に「ものづくり」の視点などを加えたものであり、地域の人と農地の課題を解決するため、話し合いにより作成する将来の設計図。
景観形成作物	緑肥や雑草抑制、病害虫防除などに役立ち、農村の景観を豊かにする作物のこと。
耕種農家	主として米（水稻、陸稻）を栽培し、出荷する農家。
国営緊急農地再編整備事業	効率的な土地利用と生産性の高い農業生産基盤を形成するため、広域的、計画的に整備を行い農業振興を基幹とした総合的な地域の活性化を目的として国が事業主体となって行う事業。
さ	
ジビエ	狩猟によって捕獲された野生鳥獣やその食肉。狩猟肉ともいう。
市民農園	都市部の住民が、自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として利用する農園。
集落営農組織	集落を単位として、生産行程の全部または一部を共同で取り組む組織。任意の組織のほか、「農事組合法人」「株式会社」などがある。
循環型農業	農業に用いられる肥料や農薬などを循環利用する農業。畜産や農業、家庭などで出る廃棄物を肥料に利用することで持続可能な農業になりうる。
食料安全保障	すべての人が常に健康で活動的な生活を送るために必要な、安全で栄養に富んだ食料を得られるようにすること。凶作、産出国の輸出制限など不測の場合にも、国が良質の食料の安定供給を保障すること。
食料自給率	国内の食料消費が国産でどの程度賄えているかを示す指標。熱量で換算するカロリーベースと、金額で換算する生産額ベースの2通りがある。
食料・農業・農村基本計画	国の農業・農村が経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるように施策の改革や国民全体による取り組みを進めるための指針。
水田経営所得安定対策	扱い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）。また、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施。

スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業。
生物多様性	遺伝子、生物種、生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。地球規模で保全するため、1992年に生物多様性条約が採択された。
た	
第5次亀岡市総合計画	亀岡市の各計画のなかで最上位に位置し、令和3年から概ね10年間のまちづくり全般にわたる今後の方向性や施策を示した指針。
多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる食料や農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。
地産地消	地域で生産された農作物等をその地域で消費すること。この取り組みを通じて農業者と消費者を結びつけ、地域の農業と関連産業の活性化を図る。
中山間部（地・地域）	平野の外縁部から山間地を指す。この地域での農業は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占める。
中山間地域等直接支払	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付金により、農業生産活動の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。
特定外来生物	人間の活動により他地域から持ちこまれた外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生き物。
土地改良区	農業生産を行う上で欠かせない用排水施設の整備、管理や農地の整備など、土地改良を目的として「土地改良法」（昭和24年）に基づき設立された農家による法人組織。
な	
認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、地域農業の将来を担う者として市町村から認定された農業経営者や農業法人。
農業振興地域整備計画	農業を振興するべき地域として指定された農業振興地域について、農用地等として利用すべき土地の区域とその農業上の用途区分、生産基盤の整備及び開発、保全、そして効率的かつ総合的な利用及び安定的な就業の促進などの事項について定めたもの。
農作業受託組織	農業経営や農作業を受託し、受託料を收受する組織。
農地中間管理事業	平成26年度から創設された農地集積を進める仕組み。農地中間管理機構が農地所有者から農地の貸し付けの申し出を受け、意欲ある農業者に貸し付けする事業。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組
農用地利用集積制度	農地を借りて耕作面積を拡大したい農業経営者と、耕作面積を縮小したい農地所有者との間で、農用地貸借等の利用権設定をし、農地の有効活用と農業の振興を図る制度

農地利用最適化推進委員	特別職の地方公務員。担当区域の農地等の利用の最適化（担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）に向けて日常的な現場活動を担う。
は	
防災重点農業用ため池	ため池の健全度に関わらず、決壊により周辺の住宅地や公共施設等に被害を及ぼす恐れのあるため池
ま	
みどりの食料システム戦略	地球温暖化や大規模自然災害、生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退などの現状を見据え、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務であることから、令和3年5月に策定された2050年を目標とする、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための戦略。
や	
有害鳥獣	人や家畜、農林水産物などに被害を与える動物。
有機農業	科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。オーガニック農業とも呼ばれる。
ら	
6次産業化	農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1～3次を掛け合わせることから「6次」という。
A～Z	
HACCP（ハサップ）	食品の製造過程で発生する可能性のある衛生、品質上の危険性を分析し、安全性確保のために監視するべき重要管理点を定め、厳格に管理・記録を行うシステム。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービス。LINEやFACEBOOK、twitterなどが有名。
UIJターン	都市部の居住者が地方へ移住する行動パターンの総称。

第4次亀岡市元気農業プラン

～人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡の実現～

発行 令和4年4月（予定） 亀岡市
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL 0771-22-3131 / FAX 0771-24-5501
<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

編集 亀岡市 産業観光部 農林振興課
